

協同組合（事業協同組合、消費生活協同組合、農業協同組合） の出資に関する手続について

事業協同組合

1．設立

(1)定款の作成

- ・発起人は、定款を作成する。(中小企業等協同組合法(以下「中小企」)第 27 条)
- ・定款には、「出資一口の金額及びその払込の方法」を記載する。(中小企第 33 条第 1 項第 7 号)
- ・このほか、「現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数」を記載する。(中小企第 33 条第 3 項)

(2)創立総会

- ・発起人が作成した定款の承認は、創立総会の議決により行う。(中小企第 27 条第 3 項)

(3)行政庁の認可

- ・発起人は、定款等を行政庁に提出して、設立の認可を受ける。(中小企第 27 条の 2)

(4)発起人から理事への事務引継

- ・発起人は、行政庁の認可を受けた後、その事務を理事に引き渡す。(中小企第 28 条)

(5)出資払込

- ・理事は、事務の引渡を受けたとき、出資の第一回の払込をさせる。(中小企第 29 条第 1 項)
- ・現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付する。(中小企第 29 条第 3 項)

(6)設立登記

- ・出資の払込があった日から二週間以内に、設立の登記を行う。(中小企第 83 条第 1 項)
- ・「出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額」を登記する。(中小企第 83 条第 2 項第 5 号)

2．出資の総口数及び払込済出資総額の変更

- ・出資の総口数及び払込済出資総額は、組合員の加入脱退によって変動する。
- ・変更の登記は、毎事業年度末日現在の出資の総口数及び払込済出資総額について、当該年度が終了した日から、主たる事務所においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うことができる(変更のあった都度これらの変更の登記をしてもさしつかえない)。(中小企第 86 条第 2 項)

消費生活協同組合

1．設立

(1)定款の作成

- ・発起人は、定款案をつくり、賛成者を募る。(消費生活協同組合法(以下「生協」)第 54 条)

- ・定款には、「出資一口の金額及びその払込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定、第一回払込の金額」を記載する。(生協第 26 条第 1 項第 7 号、第 8 号)
- ・このほか、「現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数」を記載する。(生協第 26 条第 1 項)

(2) 創立総会

- ・創立総会では、定款を決定する。(生協第 56 条)

(3) 行政庁の認可

- ・発起人は、創立総会終了後、定款等を行政庁に提出して、設立の認可を受ける。(生協第 57 条)

(4) 発起人から理事への事務引継

- ・認可があつたときは、発起人は、その事務を理事に引き継ぐ。(生協第 60 条第 1 項)

(5) 出資払込

- ・理事は、事務の引継を受けたときは、出資の第一回の払込をさせる。(生協第 60 条第 2 項)
- ・現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付する。(生協第 60 条第 3 項)

(6) 設立登記

- ・組合は、出資の第一回の払込があつた日から二週間以内に、設立の登記を行う。(生協第 74 条第 1 項)
- ・「出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額」を登記する。(生協第 74 条第 2 項第 3 号)

2 . 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更

- ・出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、組合員の加入脱退によって変動する。
- ・変更の登記は、毎事業年度末現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うことができる。(変更のあつた都度これらの変更の登記をしてもさしつかえない)。(生協第 77 条第 2 項)

農業協同組合（出資組合）

1 . 設立

(1) 設立準備会

- ・発起人は、設立準備会を開く。(農業協同組合法(以下「農協」)第 56 条)
- ・設立準備会においては、定款作成委員を選任し、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定める。(農協第 57 条)

(2) 定款の作成

- ・定款作成委員は、定款作成の基本となるべき事項に関する設立準備会の議決に従って、共同で定款を作成する。
- ・定款には、「出資一口の金額及びその払込の方法並びに一組合員の有することのできる

る出資口数の最高限度」を記載する。(農協第 28 条第 1 項第 6 号)

- ・このほか、「現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数」を記載する。(農協第 28 条第 3 項)

(3) 創立総会

- ・定款の承認は、創立総会の議決による。(農協第 58 条第 3 項)

(4) 行政庁の認可

- ・発起人は、創立総会終了の後、定款等を行政庁に提出して、設立の認可を申請する。(農協第 59 条)

(5) 発起人から理事への事務引継

- ・認可があつたときは、発起人は、その事務を理事に引き渡す。(農協第 62 条第 1 項)

(6) 出資払込

- ・理事は、事務の引渡を受けたときは、出資の第一回の払込をさせる。(農協第 62 条第 2 項)
- ・現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付させる。(農協第 62 条第 3 項)

(7) 設立登記

- ・組合は、出資の第一回の払込があつた日から二週間以内に、設立の登記を行う。(農協第 74 条第 1 項)
- ・「出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額」を登記する。(農協第 74 条第 2 項第 3 号)

2 . 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

- ・出資の総口数及び払込済出資総額は、組合員の加入脱退によって変動する。
- ・出資の総口数及び払込済みの出資の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うことができる(変更のあった都度これらの変更の登記をしてもさしつかえない)。(農協第 77 条第 2 項)

協同組合の出資に関する手続

	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)	消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合[出資組合] (農業協同組合法)
設立準備会			<p>第五十六条 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。</p> <p>第五十七条 設立準備会においては、出席した農業者(法人にあつては、その役員又は組合の理事(第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員)の中から、定款の作成に当たるべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。</p>
定款の作成	<p>第二十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。</p> <p>第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所の所在地 五 組合員たる資格に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 出資一口の金額及びその払込の方法 八 経費の分担に関する規定 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 十 準備金の額及びその積立の方法 十一 役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定 十二 事業年度 十三 公告の方法 <p>3 組合の定款には、前二項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資</p>	<p>第五十四条 消費生活協同組合を設立するには、その組合員にならうとするもの二十名以上が、連合会を設立するには、二以上の組合が発起人となり、設立趣意書、定款案、事業計画書及び発起人名簿をつくり、賛成者を募らなければならない。</p> <p>第二十六条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業 二 名称 三 地域又は職域 四 事務所の所在地 五 組合員たる資格に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 出資一口の金額及びその払込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定 八 第一回払込の金額 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 十 準備金の額及びその積立の方法に関する規定 十一 組合員の権利義務に関する規定 十二 事業の執行に関する規定 十三 役員に関する規定 十四 総会に関する規定 十五 事業年度 十六 公告の方法 	<p>第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所の所在地 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定 六 出資一口の金額及びその払込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度 七 経費の分担に関する規定 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 九 準備金の額及びその積立の方法 十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定 十一 事業年度 十二 公告の方法 <p>3 組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。</p>

	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)	消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合[出資組合] (農業協同組合法)
	口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。	十七 組合員の生活の共済を図る事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度 十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 十九 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数	
創立総会	第二十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。 3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。	第五十五条 発起人は、経営をしていくのに適当と思われる人数の賛成者ができたとき、又は発起人のみを会員とする連合会を設立しようとするときは、創立総会を開かなければならない。 第五十六条 創立総会では、定款及び事業計画を議決し、理事及び監事を選挙し、その他設立に必要な事項を決定しなければならない。	第五十八条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。 3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
行政庁の認可	第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく定款並びに事業計画、役員の名簿及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。	第五十七条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会決議書の謄本及び役員名簿を当該行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。	第五十九条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
発起人から理事への事務引継	第二十八条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。	第六十条 第五十七条第一項の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。	第六十二条 第五十九条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。
出資払込	第二十九条 理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。 3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。	第六十条 2 理事は、前項の規定による引継を受けたときは、遅滞なく組合員に出資の第一回の払込をさせなければならない。 3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するための必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。	第六十二条 2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込をさせなければならない。 3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転を以て第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。
設立登記	第八十三条 組合は、第二十九条の規定による出資の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。 2 組合の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。 一 事業 二 名称	第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。 2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。 一 第二十六条第一項第一号から第三号までの事項 二 事務所 三 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の	第七十四条 組合又は農事組合法人の設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日(第六十一条第二項及び第五項の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日)から、非出資農事組合法人にあつては発起人が役員を選任した日から、出資組合又は出資農事組合法人にあつては出資の第一回の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)	消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合[出資組合] (農業協同組合法)
	<p>三 地区</p> <p>四 事務所</p> <p>五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額</p> <p>六 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由</p> <p>七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定</p> <p>九 公告の方法</p> <p>第九十三条 組合又は中央会の設立の登記の申請書には、組合にあつては定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>第三十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。</p>	<p>総口数及び払い込んだ出資の総額</p> <p>四 存立時期を定めたときは、その時期</p> <p>五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>六 公告の方法</p> <p>第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込のあつたことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>第六十一条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。</p>	<p>2 組合又は農事組合法人の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。</p> <p>一 第二十八条第一項第一号から第三号までの事項</p> <p>二 事務所</p> <p>三 出資組合又は出資農事組合法人にあつては、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額</p> <p>四 存立時期を定めたときは、その時期</p> <p>五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>六 組合にあつては、数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定</p> <p>七 公告の方法</p> <p>第八十三条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の設立の登記の申請書には、定款、出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面並びに代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>第六十三条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。</p>
出資の総口数及び払込済出資総額の変更	<p>第八十六条 第八十三条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。</p> <p>2 第八十三条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。</p>	<p>第七十七条 第七十四条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。</p> <p>2 第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすることができる。</p>	<p>第七十七条 第七十四条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。</p> <p>2 第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払込済みの出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすることができる。</p>